

令和4年度 入湯税の使途状況について

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税です。

令和4年度の入湯税の決算額は 43,423千円 となっており、「環境衛生施設の整備費」、「消防施設の整備費」、「観光施設の整備費」、「観光振興費」、として下記の事業に充当しました。

(単位：千円)

区 分	事業の内容	総事業費	財源内訳		
			一般財源		負担金 その他
			入湯税	その他	
環境衛生施設の整備費	塵芥処理施設、し尿処理施設の負担金など	194,673	20,800	128,858	45,015
消防施設の整備費	消火栓の設置等消防施設の維持管理など	5,156	3,500	656	1,000
観光施設の整備費	山岳観光施設、平地観光施設の維持管理など	12,465	7,417	88	4,960
観光振興費	山岳観光、平地観光の宣伝・誘客など	82,339	11,706	38,123	32,510
合 計		294,633	43,423	167,725	83,485



塵芥処理施設（北アルプスエコパーク）



し尿処理施設（クリーンコスモ姫川）



白馬小道 小径作業



白馬岳頂上宿舎修繕工事

